

平成 21 年度第 4 回愛知県医療審議会医療計画部会 議事録

- ・ 開催日時 平成 22 年 3 月 29 日（月）午後 2 時から午後 3 時まで
- ・ 開催場所 愛知県議会議事堂 1 階 ラウンジ
- ・ 出席者 足立 吉朗（愛知県国民健康保険団体連合会専務理事）、稲垣 春夫（愛知県病院協会会長）、亀井 春枝（愛知県薬剤師会会長）、神野 進（日本労働組合総連合会愛知県連合会会長）、妹尾 淑郎（愛知県医師会会長）、祖父江 元（名古屋大学医学部長）、服部 哲夫（健康保険組合連合会常務理事）、渡辺 正臣（愛知県歯科医師会副会長）
- ・ 欠席者 玉利 玲子（愛知県看護協会会長）、西山 八重子（金城学院大学教授）
- ・ 事務局出席者 健康福祉部健康担当局長始め 26 名

（敬称略）

< 議事録 >

（医療福祉計画課 加藤課長補佐）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から「愛知県医療審議会医療計画部会」を開催いたします。私、医療福祉計画課の加藤と申しますが、議事が始まるまでの間、進行役を務めさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をお願い致します。次第の裏面に本日の配付資料一覧表がございます。

本日の資料は、まず「委員名簿」「配席図」がございます。「配席図」につきまして、は本日配布をさせていただいております。

まず、議題（１）関連でございますが、「資料 1 - 1 総括表」「資料 1 - 2 病床不足地域における病床整備計画一覧」「資料 1 - 3 病床整備計画の手続について」です。「資料 2 - 1 診療所の病床設置に関する許可の要否について」「資料 2 - 2 診療所の病床の届出の基準について」でございます。

次に議題（２）関連でございますが、「資料３－１ 愛知県地域保健医療計画の見直しについて」「資料３－２ 愛知県地域保健医療計画 素案(案)」「資料３－３ 別表（医療計画に記載されている医療機関名）」でございます。なお、資料３－２、３－３につきましては、この後開催いたします、医療審議会の資料としても併用していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて議題（３）関連でございますが、「資料４－１ 愛知県地域保健医療計画（県計画）新旧対照表」「資料４－２ 愛知県地域保健医療計画（更新案）」でございます。資料４－２につきましては医療審議会の資料としても併用していただきたいと思います。次に「資料４－３ 愛知県医療圏保健医療計画（更新案)」「資料４－４ 愛知県地域保健医療計画（県計画）参考資料」「資料４－５ 新たに指定・認定される医療機関について」でございます。資料４－５につきましては、本日配布させていただいております。

続いて、報告事項（１）関連でございます。「資料５ 愛知県周産期医療体制整備計画の策定について」でございます。

次に、報告事項（２）関連でございます。「資料６ 厚生連江南厚生病院地域周産期母子医療センターの概要」でございます。

続いて、報告事項（３）関連でございます。「資料７ 県立病院経営中期計画の概要について」でございます。

最後に、参考資料といたしまして、「参考資料１ 愛知県医療審議会運営要領」「参考資料２ 愛知県医療審議会の傍聴に関する要領」でございます。

以上でございます。不足がございましたら、お申し出下さい。よろしいでしょうか。

それでは次に、定足数の確認をいたします。この審議会の委員数は 10 名で、定足数は過半数の 6 名でございます。現在、8 名のご出席を頂いておりますので、本日の会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。また、本日は傍聴者が 1 名いらっしゃいますので、よろしくお願い致します。

それでは、開会にあたりまして、健康福祉部健康担当の五十里局長から挨拶を申し上げます。

(健康担当局 五十里局長)

本日は年度末でお忙しい中を、愛知県医療審議会医療計画部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、今回の医療計画の見直しの大きなポイントであります「医療圏の見直し」につきましても、昨年10月に開催されました医療計画部会におきまして、名古屋医療圏を始めとした現在の医療圏の設定に課題がございます4地域は、それぞれの医療圏で見直しについてのご議論いただくことになっていたところでございます。

その後、それぞれの医療圏において、見直しにかかる議論がなされまして、各圏域の方針がまとまりましたので、後ほど、委員の皆様方にご説明させていただきたいと考えております。

また、本日の部会の議題につきましては、「医療計画の見直し」の他、「病床整備計画」、「現行の医療計画の更新」の3件がございまして、また報告事項が3件ございます。

なお、本日は、会議終了後に引き続き医療審議会を開催させていただくことになっております。委員の皆様方には、長時間に渡り、ご審議をお願いすることになりまして、大変申し訳ございませんが、本日もどうか有意義な会議となりますよう、お願い申し上げます。開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

(医療福祉計画課 加藤課長補佐)

本来であれば、ここで出席者のご紹介でございますが、時間の都合がございますので、「委員名簿」及び「配席図」により、紹介に代えさせていただきます。

なお、玉利委員、西山委員におかれましては、本日の会議は、所用によりご欠席とご連絡を頂いております。

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、以後の進行は妹尾部会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(妹尾部会長)

部会長の妹尾でございます。

間もなく4月に入らんとしておりますが、まだまだ寒い日が続いております。

本日は、大変お忙しい中、医療計画部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先程、五十里局長からのご挨拶にもありましたが、本日の会議では、議題が3件、また報告事項が3件ございます。

本日も、皆様の活発なご意見によりまして、有意義な会議となりますよう、ご協力をお願いいたします。進行は座って行わせて頂きます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に移る前に、本日の会議の公開・非公開について、事務局から説明をお願いします。

(医療福祉計画課 加藤課長補佐)

本日の会議の議題でございます、「病床整備計画」につきましては、事業情報活動に該当する発言が出てくる可能性がありますので、非公開とし、それ以外は公開とさせていただきますと思います。以上です。

(妹尾部会長)

ただいまの説明に、質問・ご意見等はございますでしょうか。

特に異議等はないようです。それでは、議題(1)「病床整備計画について」は非公開とし、それ以外は公開としますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。署名者は「愛知県医療審議会運営要領」第4に基づき、部会長が2名を指名することとなっております。

本日は、足立吉朗委員と祖父江元委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【足立委員・祖父江委員：了 承】

(妹尾部会長)

どうもありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思います。始めに、議題(1)「病床整備計画について」に入ります。

なお、この議題は非公開となっておりますので、傍聴者の方は議題終了までご退席をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(医療福祉計画課 高橋主幹)

それでは、議題(1)につきまして、「資料 1 - 1」「資料 1 - 2」「資料 2 - 1」及び「資料 2 - 2」に基づきまして、ご説明します。

それでは「資料 1 - 1」をご覧いただきたいと思います。現在、愛知県におきましては、表にございますとおり、それぞれ 11 の医療圏ごとに、各病床ごとの基準病床を定めており、表に昨年 9 月 30 日時点での既存病床数との差引数を示してございます。差引数の項目で「 」の無い欄が、病床不足圏域でございます。

一般病床及び療養病床の基準病床数としては、県全体で 46,982 床、既存病床数が 54,122 床です。計画承認済病床数、これは医療計画部会におきまして計画が承認されましたが、許可に至っていない病床数ですが、これが 48 床です。これを加えて差引をしますと、県全体で 7,188 床の過剰となっております。

今回、上から 3 段目にあります、尾張中部医療圏において病床整備計画の提出がありました。尾張中部医療圏域におきましては現在、87 床が不足しております。ここにおきまして、1 医療機関から 19 床の申請が出てきております。

なお、表中の括弧書きについてです。医療法施行規則により届出により病床設置が可能となっております。この規定を適用しますのが名古屋医療圏で 2 施設、21 床、尾張西部医療圏で 1 施設、3 床、西三河南部 1 施設、2 床ということで、計 5 施設、45 床の増床計画となっております。

内容につきましてご説明します。「資料 1 - 2」をご覧下さい。病床不足圏域の尾

張中部医療圏におきまして、1 診療所から申請が出てきております。

診療所名は「わらしなクリニック」を予定しておりまして、平成 22 年 5 月着工予定とお聞きしております。標榜科目としては、整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科を予定しているとのことです。

この病床整備計画につきましては、2 月 19 日に開催されました、尾張中部圏域保健医療福祉推進会議において、適当である旨の了承をいただいております。

続きまして、「資料 2 - 1」をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、病床過剰圏域ではございますが、届出により病床を設置する、医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項の規定を用いる診療所ということで、申請がありました。

内容につきましては、1 段目が名古屋医療圏の「としわ会診療センタークリニック」です。2 床での開設を予定しております。病床の種類としては、居宅等医療ということで、在宅医療を行われるということです。

下の 3 つにつきましては、周産期医療として、産科病床を整備するということでございます。2 段目の名古屋医療圏「ロイヤルベルクリニック」については、産科・婦人科を標榜し、19 床で新たに診療所を設置し、平成 22 年 12 月開設予定とお聞きしております。3 段目の尾張西部医療圏「セブンベルクリニック」については、現在 16 床の診療所ですが、3 床の増床を計画しており、ご承認いただければ 4 月から増床するというところでございます。最後でございますが、西三河南部医療圏「エンジェルベルクリニック」につきましては、現在 17 床の診療所ですが、これに 2 床増床し、19 床にするということでございます。本日ご承認いただければ、22 年 5 月に増床予定とお聞きしております。

説明は簡単でございますが、以上でございます。

(妹尾部会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

(足立委員)

「資料 1 - 1 総括表」を見ておりますと、医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項による届出による病床の数について、表中の「差引数」の中にどれだけあるかが分かりません。それが分かるような表記ができないものでしょうか。再掲などで表記いただくと、非常に分かり良いかと思えます。

(医療福祉計画課 高橋主幹)

今までお認めいただいた施設数については、現在資料が手元になく、申し訳ありませんがご返答できません。今後「差引数」の欄等に、届出による有床診療所の病床数を再掲することについて、ご検討させていただきたいと思えます。

(足立委員)

今までの合計数がどれだけになっているのか、承知しておきたいです。よろしくお願いいたします。

(妹尾部会長)

その他、ございますでしょうか。ございませんようですので、病床整備計画については、提出されたすべての計画を認めることとしてよろしいでしょうか。

【 委 員 了 承 】

(妹尾部会長)

ありがとうございました。それでは次の議題に移りたいと思えます。傍聴者の方はお入り下さい。

それでは、議題 (2) 「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

(医療福祉計画課 高橋主幹)

「資料3 - 1」をお開き下さい。こちらに、今回の医療計画の見直しにおけるポイントを整理してございますので、これに基づきご説明します。

なお、委員の皆様のお手元には「愛知県地域保健医療計画(素案)」という冊子があるかと思えます。よろしくお願ひします。

まず、計画見直しのポイントを(1)から(6)に整理しております。

「(1) 2次医療圏の見直し」については、前回の医療計画部会において、2次医療圏分割の方向性を県計画の素案に記載するという事となりましたので、今回その案を提出させていただいております。先ほど局長から説明のありましたとおり、4医療圏において「医療圏計画策定部会」及び「圏域保健医療福祉推進会議」で見直しの検討を行いました。その結果、西三河南部医療圏については、二つの区域に分割し、名古屋・尾張中部・東三河北部医療圏については、現行の医療圏のままという結論となりました。

西三河南部医療圏の分割案につきましては、西三河南部医療圏として、岡崎・幸田地域を一つ、また西三河南部医療圏として、碧南、刈谷、安城、西尾、知立、高浜、一色、吉良、幡豆と一つとするという案でございます。本文には16頁に記載がございます。またお目を通していただければと思ひます。

なお医療圏の名称については、現在圏域で色々な案が出ております。素案では仮として、西三河南部医療圏 及び としてございます。

続いて「(2) 基準病床数の見直し」についてです。これについては本年10月1日の人口数値等を用いて計算したいと考えており、平成23年3月開催予定の医療計画部会で公表していきたいと考えております。

「(3) 新型インフルエンザ、肝炎対策の推進」につきましては、法整備を受け、保健所等における医療提供体制の整備を中心に、新規追加項目として記載しました。本文の117頁、122頁にそれぞれ記載があります。

続いて、資料右側「(4) 救急医療体制の整備」については、本年、愛知県が策定しました地域医療再生計画に基いた記載をさせていただいております。第1次救急医

療体制の整備として、医師会の協力を得ました診療所における時間外診療の充実や外来救急医療の定点化について記載しました。

また、第3次救急医療体制の整備につきましては、地域医療再生計画の理念である365日24時間、複数医療機関による救急対応を図るため、救命救急センターの設置を各医療圏あたり原則1箇所から複数とするという記載をさせていただいております。

また消防法が一部改正され、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を策定することとされ、本県では平成22年度において具体的な基準を策定する予定です。現段階では記載しておりませんが、今後記載していきたいと思っております。

「(5)周産期医療体制の整備」についてです。バースセンター及びNICU等の整備についてですが、昨今の分娩可能な産科医療機関の減少に対してバースセンターの整備を図ることとし、地域医療再生計画と同様の記載をしており、まずは県内に2箇所程度の整備を考えております。またハイリスク分娩への対応とし、MFICU、NICU等の整備を図る旨の記載をしております。また次の周産期医療体制整備計画の策定についてですが、平成22年度内に周産期医療体制整備計画を策定することとなっております。これを受けて医療計画にも記載していきたいと考えています。

最後に「(6)医師確保対策の推進」につきましては、地域医療再生計画に基づき、2次医療圏ごとに地域医療連携ワーキンググループを設置し、地域の事情を踏まえながら4大学と連携した医師派遣システムを構築していきたいと考え、記載をしております。

簡単ではございますが、今回の医療計画見直しにつきまして説明させていただきました。

資料を1枚おめくり下さい。今後の計画見直しスケジュールについて記載しております。左側が21年度、右側が22年度のスケジュールとなっております。21年9月14日開催の医療審議会におきまして諮問を行い、ただいま3月29日開催の医療計画部会におきまして、県計画の素案についての検討をお願いしているところでございます。

今後については、資料右側のとおり、5月に医療計画部会の開催を予定しており、ここで各医療圏で現在作成しております医療圏計画と県計画とを始めて合わせ、試案作成としたいと考えています。その後、6月中旬から下旬にかけて愛知県医療機能情報公表システムによるデータの更新・集計を行い、各圏域の策定部会を経た後、9月に再度医療計画部会を開催し、県計画・医療圏計画を合わせ、原案としたいと考えております。

その後、法定手続きであります市町村・三師会等意見照会、パブリックコメント等により県民の皆様方からの意見を踏まえまして、最終的には3月開催の医療計画部会におきまして案を作成していきたいと考えております。その後、医療審議会での答申を経まして3月に公示したいと考えております。

簡単ではございますが、医療計画の見直しにつきまして、説明を終わらせていただきます。

(妹尾部会長)

ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問等がございますか。

(神野委員)

事務局の意見に対し、反対ということではございませんが、教えていただきたい点があります。複数の医療圏において見直しが検討されました。名古屋医療圏を見直さなかった理由については、1つの行政区であるから見直さなかったということでしょうか。

また西三河南部医療圏は行政単位で見ると多くの市町村があります。この分割については人口比率の点から考えられたような印象がありますが、医療圏の見直しにおける考え方について、お教えいただきたいです。

もう1点、基準病床数については今後見直していくこととなるかと思いますが、およそどれくらいの病床数になるのか、試算等がありましたらお教え下さい。

(医療福祉計画課 高橋主幹)

いくつかの質問をいただきました。1点目、2次医療圏の見直しについてです。名古屋医療圏については委員ご指摘のとおり、1つの行政単位であり、救急医療体制等も行政単位で行っております。また、現在、愛知県では医療圏と福祉圏を一致させております。これについても保健・医療・福祉の連携を図るため一つの行政単位の方が都合が良いということで、名古屋圏域保健医療福祉推進会議において、意見がまとまりました。

西三河南部医療圏におきましては、圏域内部における患者の受療動向、これはある市町の住民の方がどの市町の医療機関にかかっているかを調査したのですが、これを基にしております。調査の結果、岡崎地区においてはその地域でまとまりがあり、他の地域につきましては安城と刈谷を中心でまとまりがあるという傾向がありました。主にそのような調査の基、この二つの圏域に分割した方がいいのではないかという意見となったという報告を受けております。

続いて基準病床数の見込みについてです。まだ試算はしておりませんが、基準病床数の計算式は、主に性別・5歳階級ごとの年齢別階級別人口にそれぞれの階級ごとの平均的な入院率を掛けていくという手法をとっています。これを単純に考えますと、今後高齢化とともに入院率の高い人口の増加が予想され、基準病床数は増加することが考えられます。概ね、人口が100人増えただけでも、その人口の入院率が2割であれば20床の病床数が見込まれます。ただ計算式はそれだけでなく、係数等がございます。まだ試算段階ではありませんが、単純に考えますと基準病床数は少し増加するかと思っております。

(妹尾部会長)

よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。それでは、事務局から説明のありましたように、今後は西三河南部医療圏を二つの医療圏に分割することを前提として、計画見直し作業を進めることとし、本日お示しされました「素案の案」については、「素案」とすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(妹尾部会長)

ありがとうございました。それでは、次の議題に移りたいと思います。議題(3)「現行の愛知県地域保健医療計画の更新について」事務局から説明をお願いします。

(医療福祉計画課 高橋主幹)

「資料4-1 愛知県地域保健医療計画(県計画)新旧対照表」と、お手元に本日上配布させていただきました「資料4-5 新たに指定・認定される予定の医療機関について」として、今後指定される医療機関リストがあるかと思しますので、これらに基づき説明させていただきます。

なお、更新につきましては先ほどご説明しました、平成23年度からの医療計画の見直しについてではなく、平成20年度に策定しました医療計画に記載されている医療機関について、その基準となるデータに基づく修正となっております。よろしくお願いいたします。

まず「資料4-1」を1枚おめくりいただきますと、脳卒中及び心筋梗塞に関する医療機関名が記載されております。資料全て新旧対照表というかたちとなっており、修正部分には下線が引いてあります。例えば新しいものと、脳卒中における連携機能を有する病院として、東三河南部医療圏に豊橋医療センターが新たに加わってまいります。これは頭蓋内血腫除去術年間10件以上実施かつ脳動脈瘤頸部クリッピング術20件以上という基準を満たしたためです。

また資料下段の急性心筋梗塞につきましては、ステント留置を含む経皮的冠動脈形成術の年間実施件数150件以上ということで、新しく名古屋市立東市民病院と名古屋ハートセンターが入ってきております。

資料が多いですが、変更点につきましては医療機関名に下線が引いてあります。

なお、追加資料の「資料4-5」を見ていただきますと、今回の更新案には記載し

ておりませんが、今後指定・認定が予定される医療機関について記載しております。

まずがん診療拠点病院については、藤田保健衛生大学が本年4月1日より指定を受ける予定となっております。この指定を受けられれば更新した名簿に記載していきたいと考えております。同様に、災害拠点病院については春日井市民病院、地域周産期母子医療センターについては厚生連江南厚生病院、救命救急センターについては総合大雄会病院及び一宮市立市民病院が記載される予定です。なお、総合大雄会病院については4月1日、一宮市立市民病院については5月1日に指定される予定です。

また、下段に記載のとおり、今後の対応としては本年4月1日付けで更新を行い、更新後の医療計画を県ホームページで公表するとともに各保健所・県民サービスコーナーで閲覧できるようにすることと考えております。

資料を一つ一つご説明するのが本来ではありますが、非常に多量な資料となっておりますので、下線を中心にご確認をお願いしたいと思います。説明は以上です。

(妹尾部会長)

ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。どうぞ。

(渡辺委員)

愛知県歯科医師会の渡辺です。舌がんについてです。各医療圏の医療機関とはあまり関係ないかもしれませんが、2009年1月11日の読売新聞に掲載された記事によりますと、本県での口腔がんの手術件数は234件あり、その内歯科からが100件あるということです。

また愛知学院大学歯学部附属病院及びその関連病院24施設において、2000年から2005年にかけて口腔がんの手術件数が1319症例あり、その内3分の1余り、440症例が舌がんで、あとは歯肉がん等であるということです。いわゆる口腔内のがんというものが、この統計の中に入れられないものでしょうか。統計上出していただいた方が良いのではないかと思います。

(医療福祉計画課 高橋主幹)

ただいまのご指摘は、がんの項目についてです。今回の素案の64頁をご覧ください。2次医療圏における現況及び基本計画という記載があります。その中の、手術症例の少ない機能ということで、舌がんが入っております。これが口腔がんにならないのかというお尋ねかと思えます。

更新についての「資料4-1」をご覧ください。現在は口腔がんについて、病院に調査した結果を記載しております。今回、医療計画を見直すにあたり、項目については医療機能情報システムから情報の取れる範囲で記載を見直すこととしましたが、口腔がんと舌がんについては、舌がんしかシステムから情報が取れないということで、変更させていただきました。

口腔がんを項目として記載することとなりますと、調査を毎年行う必要等があるのですが、委員皆様方からのご意見で、どうしても口腔がんの方が良いということでしたら、今後の課題として検討していきたいと考えております。

(妹尾部会長)

愛知学院大学歯学部附属病院が舌がんの手術を多く行っているため、ここに記載してはどうかということでしょうか。

(渡辺委員)

舌がん以外にも扁平上皮がん等、いわゆる口腔粘膜全体のがんがあります。ただ今おっしゃられたよう、舌に限定せずに口腔がんとしていただくことを第一に要望します。

(妹尾部会長)

いかがでしょうか。次回への検討課題といたしましょうか。よろしいでしょうか。ただ今の事務局からの説明について、他にございますでしょうか。

それでは、ただ今事務局から説明のありました、現行の医療計画の更新案については、認めることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(妹尾部会長)

ありがとうございました。続いて報告事項に移りたいと思います。

始めに、報告事項(1)「愛知県周産期医療体制整備計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

(児童家庭課 長谷川主幹)

失礼します。それでは「資料5 愛知県周産期医療体制整備計画の策定について」をご覧ください。先ほど事務局から「資料3-1」でも説明申し上げましたことです。

平成22年1月26日付け厚生労働省医政局長通知「周産期医療の確保について」及びこの通知で示されました「周産期医療体制整備指針」により、都道府県は周産期医療協議会の意見を聴いて、遅くとも平成22年度末までに周産期医療体制整備計画を策定するものとされました。

このため本県におきましても、平成22年度に「愛知県周産期医療体制整備計画」を策定するものがございます。

策定体制としましては、愛知県周産期医療協議会の下に、構成員10名を予定した計画策定検討委員会を設置し、計画案を策定するものがございます。

策定期間としては、平成23年3月を予定し、計画期間としては平成23年4月から28年3月までの5年間を予定しています。計画は医療計画との整合を図り策定していきたいと考えています。またパブリックコメントの実施を予定しています。

説明は簡単ではございますが、以上でございます。

(妹尾部会長)

質問等はございますでしょうか。無いようですので、報告事項(2)「江南厚生病院の地域周産期母子医療センターの認定について」事務局から説明をお願いします。

(児童家庭課 長谷川主幹)

「資料6」をお開き下さい。先ほど事務局から「資料4 - 5」の中で説明がありましたが、厚生連江南厚生病院の地域周産期母子医療センターの認定について説明申し上げます。

本年2月16日に愛知県厚生連から申請があり、2月24日に尾張北部圏域保健医療福祉推進会議においてご議論いただきました。

内容としては適当ということで、周産期医療協議会の意見を聴取いたしまして、3月26日の周産期医療協議会におきましても適当と認められました。これにつきましては4月1日開設予定のものに対し、知事が認定するものです。

資料の中身については、概ね省略をいたしますが、「3 病床数」をご覧ください。母体・胎児集中治療管理室については対応しないということですが、新生児集中治療管理室、つまりNICUが6床、またその後方病床が6床整備され、運用されるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

(妹尾部会長)

ただ今の説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。無いようですので、続いて報告事項(3)「愛知県立病院経営中期計画の策定について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(病院事業庁経営課 近藤課長)

それでは、お手元の「資料7」をご覧ください。

平成22年度から24年度を計画期間とする、県立病院経営中期計画の概要でございます。資料の左側上段をご覧ください。

まず、県立病院の役割については、県の医療行政の様々な要請に率先して取り組む姿勢を明確にし、「県の医療行政の延長線上にあって、その中核的実戦部隊としての役割を果たす」としております。

この役割を果たすため、「高度・専門医療の実施」、「安心・安全でより良質な医療の提供」及び「経営改善の推進」の3点を経営計画の基本方針としております。

まず、「基本方針1 県の医療行政の中核的実践部隊としての高度・専門医療の実施」としては、各病院の診療機能の充実・強化の取組を掲げ、併せてその達成度の評価を測る指標を設定しております。

主な取組の内容につきましては、がんセンター中央病院・研究所においては、最新・最先端のがん医療を提供していくため、手術件数の増加を可能とする体制の構築や外来化学療法の治療ベッド拡充のための外来化学療法等の建設などに取り組んでまいります。

主な成果指標としては、新入院患者数 10,038 人を予定しており、これは対 20 年度比較で約 5%の増加とするもので、同様に手術件数については 2,950 件、約 7%の増を、また、外来化学療法件数については 22,000 件、約 38%の増とし、これらを成果指標として設定しています。

次にがんセンター愛知病院においては、がんセンター化の一層の推進を図るほか、がん患者の状況に応じた緩和医療の提供等に取り組んでまいりたいと考えております。成果指標としては、新入院患者数、手術件数、入院延患者数等を設定しています。

また、循環器呼吸器病センターの機能移行後の施設を活用して、新たにごんセンター尾張診療所を本年 10 月に設置し、がんセンター中央病院の乳がん検診と外来化学療法の一部を尾張西部地域で提供してまいりたいと考えております。

次に、城山病院については、精神科医療体制の中核病院としての先進的な専門医療の提供を図るために、精神科救急医療への対応強化、思春期患者やストレス関連疾患患者への専門的対応、国から強い要請のあります医療観察法に基づく入院医療への対応に取り組んでまいりますが、これらの機能を果たすため老朽化した施設の全面的な改築に取り組んでまいります。計画期間内の改築工事の着工を成果指標としています。

次に、循環器呼吸器病センターについては、尾張西部医療圏における医療水準の確保のため、その機能を一宮市立市民病院へ移行し、機能移行完了後に施設を廃止することとしております。

次に、あいち小児保健医療総合センターについては、小児保健医療の専門施設としての高度で先進的な小児医療の提供、また、土曜日の夜間、日曜及び祝日の小児救急医療の提供に取り組んでまいります。主な成果指標としては、病床利用率、新入院患者数、手術件数、救急搬送受入件数を設定しています。

次に、「基本方針 2 安心・安全でより良質な医療の提供」ですが、安心・安全でより良質な医療を提供できる体制づくりのため、医師・看護師を始めとする医療従事者の人材確保と能力・技術力の向上に引き続き取り組んでまいります。また、引き続き、医療安全対策、個人情報保護対策の推進に努めてまいります。

「基本方針 3 経営改善の推進」については、継続して良質な医療を提供するためには、その運営原資を確保することが必要となります。そのため、収益の確保、費用の削減、新たな収益確保等による経営改善に引き続き取り組み、収益を計上できる病院部門において、計画最終年度の 24 年度に、良質な医療を確保しつつ経常黒字を達成することを目指してまいります。収支計画としては、24 年度の差引損益見込として、全体としては 3.7 億円の赤字となりますが、病院部門で 1.4 億円の黒字を見込んでいるものでございます。

また、公立病院改革ガイドラインで求められております三つの経営指標、「経常収支比率」、「職員給与費対医業収益比率」及び「病床利用率」についても記載させていただきました。経常収支比率については、ガイドラインでは 100%以上、つまり黒字が求められており、24 年度に病院部門全体で黒字を目指すこととしております。「病床利用率」につきましては、ガイドラインにおいて 3 年連続で 70%に達しない場合は病床削減等の抜本的な見直しをすることとなっておりますが、全ての病院でこれを上回る利用率を見込んでおります。

以上が 3 年間の計画期間とします、県立病院経営中期計画の概要でございます。

(妹尾部会長)

ただ今の説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

特に無いようです。

以上で、本日の議題及び報告事項は全て終了しました。せっかくの機会でございますので、「その他」ということで事務局から説明のあった以外の事項についても、意見等がございましたら、ご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

特に無いようです。

それでは、お時間の方もまいりましたので会議を終了したいと思います。最後に事務局から何かありますでしょうか。

(医療福祉計画課 加藤課長補佐)

本日の会議録につきましては、会議冒頭で部会長が指名いたしましたお二人の署名者に後日御署名をいただく前に、発言者の方にテープから起こしました発言内容を確認していただくことにしておりますので、事務局から依頼がありましたらご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本日はこのあと引き続き 15 時 30 分から、同じ建物の 5 階の大会議室におきまして、医療審議会が開催されます。

委員の皆様方には、長時間の審議をお願いすることになりまして、大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(妹尾部会長)

それでは、本日の医療計画部会はこれで終了します。ありがとうございました。

(以上)